

令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事

図面リスト

建 築 工 事					電 気 設 備 工 事		
A-01	建築工事特記仕様書 (そのⅠ)	A-16	1階平面詳細図	S-01	構造設計標準仕様書	E-01	電気設備特記仕様書 (そのⅠ)
A-02	建築工事特記仕様書 (そのⅡ)	A-17	2階平面詳細図	S-02	木造在来軸組工法標準納まり図 (1)	E-02	電気設備特記仕様書 (そのⅡ)
A-03	建築工事特記仕様書 (そのⅢ)	A-18	矩 計 図	S-03	木造在来軸組工法標準納まり図 (2)	E-03	幹線系統図・分電盤結線図・照明器具姿図
A-04	建築工事特記仕様書 (そのⅣ)	A-19	展開図 (1)	S-04	木造在来軸組工法標準納まり図 (3)	E-04	1階・2階幹線, コンセント設備図
A-05	建築工事特記仕様書(そのⅤ)木造追記特記	A-20	展開図 (2)	S-05	基礎伏図・基礎詳細図	E-05	1階・2階電灯設備図
A-06	R 4 共通事項特記仕様書 (そのⅠ)	A-21	展開図 (3)	S-06	1階・2階伏図		
A-07	R 4 共通事項特記仕様書 (そのⅡ)	A-22	展開図 (4)	S-07	R階・小屋伏図		
A-08	案 内 図	A-23	1階天井伏図	S-08	軸組図 (1)		機械設備工事
A-09	求積図 求積表 平均地盤面算定	A-24	2階天井伏図	S-09	軸組図 (2)	M-01	機械設備特記仕様書 (そのⅠ)
A-10	既存配置図 (レベル測量図)	A-25	建具キープラン 建具表 (1) 換気・採光・排煙計算	S-10	法規チェック図 (1) (床面積・見附面積)	M-02	機械設備特記仕様書 (そのⅡ)
A-11	配置図 計画概要	A-26	建具表 (2)	S-11	法規チェック図 (2) (各階壁量の検討)	M-03	外構給排水図
A-12	仕 上 げ 表	A-27	外構図 (1)	S-12	法規チェック図 (3) (壁釣合いの検討)	M-04	1階・2階給水排水設備図
A-13	1階・2階平面図 屋根伏図	A-28	外構図 (2) 乾燥塔詳細図等	S-13	法規チェック図 (4) (金物の配置)	M-05	1階・2階換気設備図
A-14	立 面 図	A-29		S-14	法規チェック図 (5) (1階N値の計算)		
A-15	断 面 図			S-15	法規チェック図 (6) (2階N値の計算)		

9 防水工事
2 改質アスファルトシート防水
3 合成高分子系M-フィックシート防水
4 塗膜防水
5 シーリング
6 防水の保証等
10 石工事
11 タイル工事
12 木工事
1 表面仕上げ
2 製材

3 造作用集成材
4 造作用単板積層材
5 直交集成板
6 合板等
「製材の日本農林規格」以外の製材
「集成材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集成材
「集成材の日本農林規格」による化粧ばり構造用集成材
「製材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材
「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材
「製材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材
「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材
「製材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材
「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材
「製材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材
「集成材の日本農林規格」以外の化粧ばり構造用集成材

6 合板等
7 接着剤
8 防腐・防蟻処理
13 屋根及びびとい工事
2 折板葺
3 と い
14 金属工事
5 軽量鉄骨天井下地
「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板
「合板の日本農林規格」による天然木化粧合板
「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による普通合板
「合板の日本農林規格」による普通合板

6 金属成形板張り
7 7&ミニ製笠木
8 手すり及びタラップ
15 左官工事
3 しっくい塗り
16 建具工事
4 樹脂製建具
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」
「形状」製法「材種」寸法(mm)「厚さ(mm)」表面処理「色合い」

16 4 樹脂製建具
ガラス ※複層ガラス ・単板ガラス ・三重ガラス (16.3.3)
表面色 標準色 (※ブラウン系 ・ブラック ・ステンカラー) (16.3.4)
水切り ※図示 (16.3.5)
防虫網 (16.2.3)
網の種類 ※合成樹脂製 ・ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ステンレス(SUS316)製
形式 ○外部可動式 ・固定式 ・図示
簡易気密型ドア枠の性能の適用
※適用する (適用箇所は建具表による) ・適用しない (16.4.2) (表16.4.1)
外部に面する建具の耐風圧性
・S-4 ・S-5 ・S-6 (16.4.2) (表16.2.1)
鋼板類の厚さ (1枚の戸の有効開口幅950mm又は有効高さ2,400mmを超える場合)
※下表以外は表16.4.2による (16.4.4) (表16.4.2)
区分 使用箇所 厚さ(mm)
窓 枠類 外部の下枠、水切り板 2.3
出入口 枠類 外部に面するスイングドアの建具 2.3
戸 中骨 2.3
(上表によるほか、建具製作所の仕様による性能など資料を提出し、監督員の承諾を受ける。)

17 ガラス留め材
ガラス留め材 (16.14.2) (表9.7.1)
建具の種類 材 種
アルミニウム製 ・シーリング材 ※がスクット(FIX部はシーリング材)
鋼製及び軽量鋼製 ※シーリング材
ステンレス製 ※シーリング材
(16.14.5)
寸法(mm) 表面形状 性能等
呼び寸法 厚さ 色調 パターン 防火性能 耐火性能
※クリア ※無し ※無し
壁用金属枠及び補強材
壁用金属枠の種類 規格及び補強材等
※アルミニウム製 ・横仕16.2.3の7mm以上鋼製建具の材料による
化粧目地モルタルの色 ※モルタル色
シーリング材料
下記以外は横仕表9.7.1による (16.14.5) (9.7.2) (表9.7.1)
接着体の組合せ シーリング材の種類
記号 主成分による区分 耐久性による区分
名称 種類 張り面 性能値
※ガラス飛散防止フィルム 第2種 ※内張り ・外張り 飛散防止率 95%以上
品質 JIS A 5759による
せっこうボード面及びその他ボード面の継ぎ目処理工法の場合 (18.2.7) (表18.2.7)
種類 ※A種 ・B種 (施工箇所:)
2 錆止め塗料塗り (18.3.3)
・鉄骨等の製作工場 ・工事現場
3 耐候性塗料塗り (18.7.2)
鉄工面耐候性塗料塗りの上塗り塗料
・1級 ・2級 ・3級
重鉛メッキ鋼面耐候性塗料塗りの上塗り塗料 (18.7.3)
・1級 ・2級 ・3級
コンクリート面及び押出成形セメント板面耐候性塗料塗りの種別 (18.7.4)
・A種 ・B種 ・C種
※日本塗装工業会の会員 ○監督員の承諾する業者
19 ガラス用フィルム
1 素地ごしらえ (19.2.2)
2 ビニル床シート (19.2.2)
種類 JISの記号 色柄 厚さ(mm)
※発泡層のないもの ※F S ・T S ※無地 ・マブル柄 ※2.0
・発泡層のあるもの ・H S ・K S ※柄物 ・無地
工法 ※熱溶接工法 ・突付け (施工箇所:)
種類 JISの記号 厚さ(mm) 備考
※コンボシヨビニル床シート K T ※2.0
・単層ビニル床シート T T ・
・複層ビニル床シート F T ・
・置敷きビニル床シート F O A ・
・薄型置敷きビニル床シート F O B ・
視覚障害者用床シート (19.2.2)
適用箇所 種類 寸法(mm) 形状
屋内 ・塩化ビニル系 ※300×300 アロケカトン
・レジコンクリート系 ※300×300 JIS T 9251
・磁器又はせつ器タイル による
・コンクリート系 ※300×300×60 ・300×300×30 色彩は黄色を原則とする
・磁器又はせつ器タイル ・
厚さ(mm) ※1.5 (19.2.2)
高さ(mm) ※60 ・75 ・100 (19.2.2)
種類 厚さ(mm) 性能
・コンボシヨビニル床シート ※2.0 ・体積抵抗値(JIS K 6911による)
・セシニアビニル床シート ※4.0又は4.5 1.0×10⁹Ω以下、又は、
・ 漏洩抵抗値(JIS A 1454による)
・ 1.0×10¹⁰Ω未満
・ 縫じゅうたん (19.3.2) (表19.3.3) (表19.3.1)
種類 織り方 n°形状 帯電性 色・柄等
・A種 ・ウルトンカーペット ・カットn° 人体帯電圧 ※単一色(無地)
・B種 ・タフタカーペット ・ルーフn° ※3kV以下 ・柄物(標準品)
・C種 ・テキスタイルカーペット ・カット、ルーフ併用
・タフテッドカーペット (19.3.2) (表19.3.3) (表19.3.2)
n°形状 n°形状(mm) 工法 帯電性
・カットn° ※5.0~7.0 ※全面接着工法 人体帯電圧
・マルチルーフ ※4.0~6.0 ・グリッド工法 ※3kV以下
・レベールn° ※4.0
・カット、ルーフ併用
・タイルカーペット (19.3.3)
種類別 n°形状 電気抵抗値(Ω) 寸法 層厚 施工箇所
※第一種 ※ルーフn° ※適用しない ※500角 ※6.5mm
・カットn° ・10⁹Ω以下 ・ ・ ・
(19.4.2) (19.4.3) (表19.4.4~表19.4.8)
種類 仕上げの種類
・弾性ウレタン塗布床材 ※平滑仕上 ・防汚仕上 ・つや消し仕上げ
・エポキシ樹脂塗布床材 ※薄膜流し展べ工法(※平滑 ・防汚)
・厚膜流し展べ工法(※平滑 ・防汚)
・樹脂モルタル工法(※平滑 ・防汚)
・薄膜型塗床工法

19 内装工事
8 床用塗料塗り
材質 ウレタン樹脂系塗料 (※標準色 ・)
仕上種別 ※平滑仕上げ ・防汚仕上げ
塗布量 プライマー塗のうえ主剤2回塗りとし、総塗布量は0.5kg/m²以上とする。
9 防塵用塗料塗り
材質 水性アクリル系塗料 (※標準色 ・)
仕上種別 コーティング(ローテール塗り)
塗布量 主剤2回塗りとし、総塗布量は0.25kg/m²以上とする。
10 フローリング張り
品名 樹種 種別 工法 現場塗装仕上げ
○フローリングボード1等 ※なら ○根太張り工法 ・行う
・直張り工法 ○行わない
・フローリングボード1等 ※なら ・接着工法 ・行う
・行わない
・天然木化粧複合フローリング ※なら ・A種 ・B種 ・C種 ・行う
・行わない
畳の種別 (19.6.2) (表19.6.1)
・A種 ・B種 ○C種 ・D種(・KT-I ・KT-II ※KT-III ・KT-K ・KT-N)
(19.7.2) (表19.7.1)
種類 JISの記号 厚さ(mm) 規格等
・硬質木モケット板 HW ・15 ・20 ・25
・普通木モケット板 NW ・15 ・20 ・25
・けい酸カルシウム板 O . 8 F K ・ 972(無石綿)
・ロックウール化粧吸音板 DR ※770×770(※9.0 ・12.0 ・)
・凹凸タイル(※12.0 ・15.0) (個)不燃)
○せっこうボード
・不燃積層せっこうボード GB-N C 9.5(不燃) ・化粧無(下地張り用)
・化粧有(15mm・20mm積層)
○セグメントせっこうボード GB-S ・9.5(準不燃) ○12.5(準不燃)
・強化せっこうボード GB-F ・12.5(不燃) ・15.0(不燃)
軽量鉄骨下地ボード遮音壁の遮音性能 (19.7.2) (表9.7.1)
※適用する(・アクリル系 ・ウレタン系 ・ジョイントコンパウンド)
・適用しない
・せっこうボードの目地処理 (19.7.2) (表19.7.5)
目地処理の処理 せっこうボードのイグジの種類 施工箇所
・継目処理工法 ・チーフイグジ ・ベベルイグジ
・突付け工法 ・ベベルイグジ ・スクリューイグジ
・目隠し工法
(表19.7.1)
種類 記号 厚さ(mm)
・ロックウール吸音材料 RW-B ※25
※グラスウール吸音材料 GW-B ※25
(19.8.2)
壁紙張り
壁紙の種類
紙製 織物 ビニル 化学繊維 無機質
防火性能の級別 備考
図示参照 ・ ・ ・ ・ ・ ※不燃 ○準不燃 ・難燃
・ ・ ・ ・ ・ ※不燃 ・準不燃 ・難燃
・ ・ ・ ・ ・ ※不燃 ・準不燃 ・難燃
素地ごしらえ (19.8.3) (表18.2.4) (表18.2.5) (表18.2.7)
モルタルコンクリート面 ※B種 ・A種 (施工箇所:)
せっこうボード面 ※B種 ・A種 (施工箇所:)
断熱材 (6.8.2) (19.9.2)
断熱材の種類 厚さ(mm)
・ビニル法
・ポリスチレンフォーム
保温暖板
・押出法
・ポリスチレンフォーム
保温暖板
・1種 b ・A ・B ・C
・2種 b ・A ・B ・C
・3種 a ・A ・B ・C ・D
・3種 b ・A ・B ・C ・D
スキニング層 ・あり ・なし
・硬質
ウレタンフォーム
断熱材
・1種 ・1号 ・2号 ・3号
・2種 ・1号 ・A ・B ・C ・D ・E
・2号 ・A ・B ・C ・D ・E ・F
・3号
・4号
・3種 ・1号 ・A ・B ・C ・D
・2号 ・A ・B ・C ・D
・フェノールフォーム
断熱材
・1種 ・1号 ・A ・B ・C ・D ・E
・2号 ・A ・B ・C ・D ・E
・3号 ・A ・B ・C ・D ・E
・2種 ・1号 A ・2号 A ・3号 A
・断熱材
兼用型特
建設技術評価規定(昭和53年 建設省告示第976号)に
基づき建設大臣が評価した工法
断熱材の種類 ・A種 1 ・A種 1H (19.9.3)
断熱材の吹付け厚さ mm
(20.1.2)
特記以外の建物内部に使用するユニット及びその他工事の既製品等の品質、又は製品を構成する材料のホルムアルデヒドの放出量はF☆☆☆☆を基本とする。なお該当する材料等がない場合において、F☆☆☆☆以外の材料等を使用する場合は監督員の承諾を受けること。
2 耐震スリット
方向 表面仕上げ 耐火性能 防水性能
・垂直方向 ※完全(全貫通型)スリット ・耐火型 ・有り
・水平方向 ・無し
目地材 目地寸法(mm)
内壁(幅×深さ) シーリング材(見え掛かりのみ) ※20×10
外壁(幅×深さ) シーリング材(内外とも) ※20×10

20 ユニット及びその他工事
3 フリーアクセス (20.2.2)
施工箇所 構法 仕上り高 (mm) 適用地震時 水平力 耐荷重性能 注(1) 表面仕上げ材 注(2)
・n°構法 ・ ・1.0G ・3,000N ・帯電防止床材 ・タイルカーペット
・溝構法 ※50未満 ・0.6G ・5,000N
・n°構法 ※50未満 ・1.0G ・3,000N ・帯電防止床材 ・タイルカーペット
・溝構法 ※50未満 ・0.6G ・5,000N
注(1): 耐荷重性能5,000Nについては、国土交通省の建設技術評価「耐震フリーアクセスの開発」において評価を取得したもの又は同等のものとする。
注(2): 表面仕上げ材の品質・規格等は、19章内装工事による。
フロー及びびんダー
※製造所の標準仕様(ただし、構成材は横仕20.2.2(4)による)
・図示
コンクリート等の取付け対応
仕様 ※製造所の標準仕様(コンクリート本体は別途設備工事)
コンクリートの箇所数 ※10~15㎡に1箇所程度
配線用取出し口
フリーアクセス全体面積に対する設置割合 ※20~30%
配線取出し口開口 ※40mm×80mm程度の開口
空調用吹き出し口
※無し
・有り(※固定式 ・可変式 : 施工箇所は図示)
4 可動間仕切 (20.2.3)
構造形式 n°部品の総厚さ(mm) 表面材種 厚さ(mm) n°部表面仕上げ 遮音性 (JISによる記号)
※n°構法 ※鋼板 ・n°樹脂焼付け ・有り
・スリット式 ※0.6 (・0.8) ・n°樹脂焼付け
・スリットn°構法
不燃材料の認定 ・有り
5 移動間仕切 (20.2.4)
遮音性能による区分 厚さ(mm) 表面材 表面仕上げ 操作方法
・一般タイプ ・ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式
・部分電動式
・遮音タイプ(注1) ・ ※鋼板 ・焼付け塗装 ・手動式 ・電動式
・部分電動式
注: 表面仕上げの壁紙張りの品質は19章内装工事 15壁紙張りによる。
遮音性能 ※36dB/500Hz以上 ・36dB/500Hz未満
パネル圧接装置操作方法 ※製造所標準仕様
表面仕上げ材 ・n°樹脂系化粧板(標準色 7mm製コーナースタック付き) (20.2.5)
・n°樹脂系化粧板(標準色 7mm製コーナースタック付き)
脚部(ステンレス製) ※幅木タイプ ・支柱タイプ
ドアタイプ ※曲面形 ・フット形 ・製造所の仕様
材質 ※ステンレス(SUS304) ・7mm鋼板 ・黄銅 (20.2.6)
形状 ※ビニル付入り ・ビニル付なし
幅(mm) ・30 ・35 ・40
取付け方法 ※接着工法 ・埋込み工法
6 トイレブース (20.2.5)
7 階段滑止め (20.2.6)
8 階段手すり (20.2.7)
9 黒板及びホワイトボード (20.2.8)
種類 区分 種類 備考
・黒板 ※焼付け ※鋼製 ※平面 ・曲面 ・スクリーン付引分
・ホワイトボード ・ ※平面 ・曲面 ・スクリーン付引分
10 ブラインド (20.2.12)
形式 種類 スラットの材質 スラットの幅(mm)
※横形 ※ギア式 ※7mmアルミ合金製 ※25
・コード式 ・樹脂製 ・35
・操作棒式 ・木製 ・100
・縦形 ・1本操作コード ・焼付け塗装仕上げの7mmスラット ・80
・2本操作コード ・特殊防炎加工の7mmスラット ・100
※市販品(7mm製 押出し型材)
使用区分 滑幅×深さ(mm)
・横形ブラインド ※90×150
・縦形ブラインド ※120×80 ・150×80
・カーテン(又はレース共) ※150×80 ・180×80
・カーテン+横形ブラインド ※180×150
・色彩 ・B-1 ・B-2 (・ブラス系 ・ブラス ・ステンカラー)
・図示
11 ブラインドボックス及びカーテンボックス (20.2.13)
操作方法 幅及び高さ 材種 品質等
・スリット式 ・ ・ ・ガラス繊維製
・コード式(チェーン式) ・ ・ ・合成・天然繊維製
・電動式 ・ ・ ・木製
巻取りタイプ、ウェイトバー、操作コード、操作チェーンの材料
※製造所の仕様
12 ロールスクリーン (20.2.14)
13 カーテン及びカーテンレール (20.2.14)
取付箇所 形式 開閉操作方式 ひだの種類 きれ地の種類、品質、特殊加工品
・ ・シングル ・片引き ・手引き ・フラスひだ ・
・ ・ダブル ・引分け ・ひも引き ・箱ひだ、つまひだ ・
・ ・ ・電動 ・ブレンひだ、片ひだ
暗幕用カーテンの両端、上部及び召合せの重なり ※300mm以上
カーテンレール (20.2.14)
強さによる区分 材料 仕上げ 形状
※10-90 ・ ※7mm以上鋼製 ・7mm以上鋼製 ・ ※角形
・ ・ ステンレス製

20 14 ビクチャーレール
レーン 材質 7A2102製(シルバー)
形式 先付け天井埋込型(見切線兼用)
ラナー 材質 本体:真鍮製 フック:ステンレス製(可動式)
耐荷重 25kg程度/個
個数 2個/レール1m
15 天井点検口
16 床下点検口
17 積雪表示板
18 表示
19 くつふきマット
20 洗し台ユニット
21 屋内掲示板
22 洗面カウンター
23 敷地境界石標
24 1 排水管
2 排水枘及びふた
3 埋戻し土
4 暗きよ、縁石及び側溝
22 1 盛土に用いる材料
2 凍上抑制層の材料
3 路床安定処理
4 路床の試験

5 路盤材料
路盤の厚さ 150 mm
6 路盤の締固め度試験
7 アスファルト舗装
8 コンクリート舗装
9 カラー舗装
10 透水性7A7A1舗装
11 ブロック系舗装
12 区画線
23 1 土壌の試験
2 樹木の植栽基盤整備
3 植込み用土
4 土壌改良材
5 支柱材
6 幹巻き用材料
7 芝張り

8 枯補償及び枯損処理
9 屋上緑化システム
24 1 公共事業労務費調査への協力
2 工事監理方式
3 適用基準等
4 総合図
5 工事成績評定
6 工事区分表
7 発生材の処理等
1 再生資材の利用
2 建設発生土の利用

3 建設発生土の搬出
4 建設廃棄物の搬出
5 建設リサイクル法の対象建設工事において、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、同法第18条に基づき再資源化等完了報告書を提出すること。
6 自ら産業廃棄物を運搬・処分する以外は、委託契約書の写しを提出すること。
7 協議について
8 化学物質の濃度測定
9 中間技術検査

木造用追加特記
25追加特記(木造)
1 材 料
2 地盤の土壌の防蟻処理
3 防蟻措置
4 防火被覆処理
5章 軸組構法(壁構造系)工事
6章 軸組構法(軸構造系)工事
1 材 料
7 材 料
8 材 料
9 材 料
10 材 料
11 材 料
12 材 料
13 材 料
14 材 料
15 材 料
16 材 料
17 材 料
18 材 料
19 材 料
20 材 料
21 材 料
22 材 料
23 材 料
24 材 料
25 材 料
26 材 料
27 材 料
28 材 料
29 材 料
30 材 料
31 材 料
32 材 料
33 材 料
34 材 料
35 材 料
36 材 料
37 材 料
38 材 料
39 材 料
40 材 料
41 材 料
42 材 料
43 材 料
44 材 料
45 材 料
46 材 料
47 材 料
48 材 料
49 材 料
50 材 料
51 材 料
52 材 料
53 材 料
54 材 料
55 材 料
56 材 料
57 材 料
58 材 料
59 材 料
60 材 料
61 材 料
62 材 料
63 材 料
64 材 料
65 材 料
66 材 料
67 材 料
68 材 料
69 材 料
70 材 料
71 材 料
72 材 料
73 材 料
74 材 料
75 材 料
76 材 料
77 材 料
78 材 料
79 材 料
80 材 料
81 材 料
82 材 料
83 材 料
84 材 料
85 材 料
86 材 料
87 材 料
88 材 料
89 材 料
90 材 料
91 材 料
92 材 料
93 材 料
94 材 料
95 材 料
96 材 料
97 材 料
98 材 料
99 材 料
100 材 料

25追加特記(木造)
1 材 料
2 接合金物
3 5章4節～9節及び6章4節～8節
9章 CLTパネル工法
1 材 料
2 接合金物
3 接合金物
4 釘及び木ねじ
5 釘及び木ねじ
6 釘及び木ねじ
7 釘及び木ねじ
8 釘及び木ねじ
9 釘及び木ねじ
10 釘及び木ねじ
11 釘及び木ねじ
12 釘及び木ねじ
13 釘及び木ねじ
14 釘及び木ねじ
15 釘及び木ねじ
16 釘及び木ねじ
17 釘及び木ねじ
18 釘及び木ねじ
19 釘及び木ねじ
20 釘及び木ねじ
21 釘及び木ねじ
22 釘及び木ねじ
23 釘及び木ねじ
24 釘及び木ねじ
25 釘及び木ねじ
26 釘及び木ねじ
27 釘及び木ねじ
28 釘及び木ねじ
29 釘及び木ねじ
30 釘及び木ねじ
31 釘及び木ねじ
32 釘及び木ねじ
33 釘及び木ねじ
34 釘及び木ねじ
35 釘及び木ねじ
36 釘及び木ねじ
37 釘及び木ねじ
38 釘及び木ねじ
39 釘及び木ねじ
40 釘及び木ねじ
41 釘及び木ねじ
42 釘及び木ねじ
43 釘及び木ねじ
44 釘及び木ねじ
45 釘及び木ねじ
46 釘及び木ねじ
47 釘及び木ねじ
48 釘及び木ねじ
49 釘及び木ねじ
50 釘及び木ねじ
51 釘及び木ねじ
52 釘及び木ねじ
53 釘及び木ねじ
54 釘及び木ねじ
55 釘及び木ねじ
56 釘及び木ねじ
57 釘及び木ねじ
58 釘及び木ねじ
59 釘及び木ねじ
60 釘及び木ねじ
61 釘及び木ねじ
62 釘及び木ねじ
63 釘及び木ねじ
64 釘及び木ねじ
65 釘及び木ねじ
66 釘及び木ねじ
67 釘及び木ねじ
68 釘及び木ねじ
69 釘及び木ねじ
70 釘及び木ねじ
71 釘及び木ねじ
72 釘及び木ねじ
73 釘及び木ねじ
74 釘及び木ねじ
75 釘及び木ねじ
76 釘及び木ねじ
77 釘及び木ねじ
78 釘及び木ねじ
79 釘及び木ねじ
80 釘及び木ねじ
81 釘及び木ねじ
82 釘及び木ねじ
83 釘及び木ねじ
84 釘及び木ねじ
85 釘及び木ねじ
86 釘及び木ねじ
87 釘及び木ねじ
88 釘及び木ねじ
89 釘及び木ねじ
90 釘及び木ねじ
91 釘及び木ねじ
92 釘及び木ねじ
93 釘及び木ねじ
94 釘及び木ねじ
95 釘及び木ねじ
96 釘及び木ねじ
97 釘及び木ねじ
98 釘及び木ねじ
99 釘及び木ねじ
100 釘及び木ねじ

25追加特記(木造)
3 木材の加工
4 搬入及び建方
5 軸組
6 小屋組
7 床組
8 壁組
10章 木工事
1 一般事項
2 材 料
3 材 料
4 材 料
5 材 料
6 材 料
7 材 料
8 材 料
9 材 料
10 材 料
11 材 料
12 材 料
13 材 料
14 材 料
15 材 料
16 材 料
17 材 料
18 材 料
19 材 料
20 材 料
21 材 料
22 材 料
23 材 料
24 材 料
25 材 料
26 材 料
27 材 料
28 材 料
29 材 料
30 材 料
31 材 料
32 材 料
33 材 料
34 材 料
35 材 料
36 材 料
37 材 料
38 材 料
39 材 料
40 材 料
41 材 料
42 材 料
43 材 料
44 材 料
45 材 料
46 材 料
47 材 料
48 材 料
49 材 料
50 材 料
51 材 料
52 材 料
53 材 料
54 材 料
55 材 料
56 材 料
57 材 料
58 材 料
59 材 料
60 材 料
61 材 料
62 材 料
63 材 料
64 材 料
65 材 料
66 材 料
67 材 料
68 材 料
69 材 料
70 材 料
71 材 料
72 材 料
73 材 料
74 材 料
75 材 料
76 材 料
77 材 料
78 材 料
79 材 料
80 材 料
81 材 料
82 材 料
83 材 料
84 材 料
85 材 料
86 材 料
87 材 料
88 材 料
89 材 料
90 材 料
91 材 料
92 材 料
93 材 料
94 材 料
95 材 料
96 材 料
97 材 料
98 材 料
99 材 料
100 材 料

25追加特記(木造)
3 合板等
4 接合金等
5 耐候性、防虫処理
6 10章4節～6節
7 内部床回り
8 10章8節～10節
11章 防水工事
14章 屋根及びとい工事
1 スレート葺き
2 フラットシングル葺き
釘
釘打ち工法
木ねじ
耐候性処理
防虫処理
材料・工法等
内部床張り
床板に使用する製材
上りがりまちは
上りがりまちは材
材料・工法等
施工箇所
FRP系塗膜防水
FRP系塗膜防水用フレッドレ
平形屋根用スレート
波形屋根用スレート
品 質
形 状
色 調
寸 法
止 め
材 料
品 質
形 状
色 調
寸 法
止 め
材 料
品 質
形 状
色 調
寸 法
止 め

<p>※現場代理人の常駐義務緩和に関する特記仕様書</p> <p>① 現場代理人の兼任</p> <p>② 次の条件をすべて満たす場合には、5件の工事までの業務を認めるものとします。</p> <p>① 工事現場間で、常時連絡が取れる体制であること。</p> <p>② 工事の当初契約金額の合計が、7,000万円未満であること。</p> <p>ただし、難易度や施工内容によって現場代理人の兼任を認めたい工事である場合は、認めないことがあります。</p>	<p>※請負工事における電子納品に関する特記仕様書</p> <p>1 電子納品</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施する ※実施しない <p>新潟県CALS/EC整備行動計画（アクションプログラム）に基づく電子納品対象工事は、以下の各項により履行するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 受注者は、契約期間中に監督員と協議を行う場合、新潟県CALSシステム（以下「CALSシステム」という。URL：http://www.niigata.pref.cals-ec.jp/）を利用して電子協議^(注1)を行わなければならない。 2 受注者は、CALSシステムを利用して、監督員との協議に従い工事完成図書の一部について、電子納品^(注2)を行わなければならない。 3 工事完成図書の提出方法および提出部数については、電子成果品としてCD-R 2部（枚）および紙による成果品として1部納品するものとする。なお、電子成果品のうち、「新潟県CALSシステムで交換された書類（打合せ簿等）」、「写真」、「参考図」については、電子成果物のみの納品とするが、それ以外の書類を電子成果品にて納品した場合は、紙による納品も追加するものとする。 4 受注者は、CALSシステムを利用して電子協議および電子納品を行うため、インターネットが利用できる機器および電子納品のデータを作成するための機器を用意しなければならない。 5 監督員が受注者に口頭・電話・電子メール等で指示等を行った場合、後日CALSシステムにより監督員と受注者の両者が指示内容を確認するものとする。 6 受注者は、CALSシステムの利用料を、新潟県よりCALSシステム運営業務を受託している者に支払うこと。なお、CALSシステム利用料として、新潟県CALSシステム利用登録料を別途積上げ計上している。 7 CALSシステムの利用料を支払った時は、すみやかに監督員に支払の実事と報告し確認を受けること。また、支払いの実事と証明する書類（銀行振り込みの写し等）を工事完了時に提出すること。 8 上記以外の電子協議および電子納品に関する詳細な事項については、受発注者協議にて定めるものとする。 <p>2 電子検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施する ※実施しない <p>電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する^(注3)「新潟県電子検査実施要領」による。</p> <p>(注1)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料（図書等）にて行うことをいう。</p> <p>(注2)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する^(注3)新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。</p> <p>(注3)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1197303328963.html</p>	<p>※地域保全型工事（建築一式工事、電気工事及び管工事）に係る特記仕様書</p> <p>1 地域保全型工事の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象工事である 本工事は、_____の管内として扱う。 （ _____ ） ※対象工事でない <p>2 地域保全型工事の実施</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 下請負する場合 <ol style="list-style-type: none"> (1) 工事の品質確保、安全性の確保、公正な契約締結の促進及び適切な労働条件の確保を図るため、下請けは二次までとする。 (2) 工事を落札した建設業者（以下「直接元請負人」という。）は、原則として、管内に本店又は支店を有する下請負人へ下請負すること。また、再下請負する場合も同様とする。ただし、これによりがたい場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。 (3) 直接元請負人は、(4)及び(5)の条件の履行の確保を図るため、工事現場毎に、一次下請負人及び二次下請負人を指導する責任者（以下「下請負人指導責任者」という。）を配置し、下請負人指導責任者配置届（様式1）を工事着手届に併せて監督員へ提出すること。ただし、下請負人指導責任者は現場代理人と兼ねることができる。 (4) 直接元請負人は、自社及び下請負人に対して、一括下請負の禁止、建設工事の現場における専任技術者の設置、適切な下請取引の確保等に係る建設業法の規定を遵守させること。また、「施工体制チェックリスト」（様式2）、「建設業法令遵守ガイドライン・チェックリスト」（様式3）により、建設業法令遵守状況を点検すること。 (5) 直接元請負人は、技能労働者の労働条件の改善を図るため、一次下請負人及び二次下請負人に対し、社会保険・労働保険・退還共等への加入について指導すること。また、資金については、公共工事設計労務単価と比べて合理的理由なしに著しく下回ることのないよう指導すること。 (6) 直接元請負人は、下請負人に対して建設業退職金共済証紙又は退職金ポイントを適正に交付若しくは充当するとともに、1件あたりの契約金額が500万円（消費税等相当額を含む。）以上の場合、工事が完了したときに、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式4-1及び様式4-2）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式5-1及び様式5-2）を提出すること。 (7) 直接元請負人は、県の前金払い・中間前金払い・部分払い制度及び「地域建設業経営強化融資制度」などを積極的に利用することにより、下請負人の資金需要に対し、的確かつ迅速に対応し、請負代金等を巡る紛争が生じないように努めること。 (8) 直接元請負人は、下請負契約を締結したときは、施工体制台帳及び施工体系図を作成し、その写しを発注機関へ提出すること。 2 下請負しない場合 <p>1件あたりの契約金額が500万円（消費税等相当額を含む。）以上のときは、工事が完了したときに、発注機関へ「建設業退職金共済証紙購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式4-1）又は「建設業退職金共済退職金ポイント購入状況報告書（地域保全型工事用）」（様式5-1）を提出すること。</p> 3 報告書の様式 <p>各種報告書等は、新潟県ホームページから最新のものをダウンロードすること。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1194797758071.html</p> 	<p>※建設現場の「快適トイレ」設置の特記仕様書</p> <p>1 建設現場の「快適トイレ」設置の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件である。 (1) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 (2) 快適トイレの手配が困難である場合は、監督員と協議の上、本特記仕様書の対象外とすることができる。 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」（希望型）の試行案件である。 (1) 受注者は、施工計画書作成前に、快適トイレ設置希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 (2) 試行にあたっては『建設現場の「快適トイレ」設置の試行実施要領』に基づき行うものとする。 ・ 本工事は、建設現場に設置する「快適トイレ」の試行案件でない。 <p>※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html)</p>										
<p>※主任技術者又は監理技術者の専任に関する特記仕様書</p>													
<p>1 専任を要しない期間</p> <p>専任を要しない期間は、以下のとおりであり、具体的な期間はあらかじめ特記仕様書に明記する場合を除き、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにて工事打合せ簿に定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 現場施工に着手するまでの期間 現場施工に着手するまでの期間（現場事務所等の設置、機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間をいう。） 2. 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し、事務手続き、後片付け等の期間。 3. 現場施工着事後の期間 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により工事を全面的に一時中止する期間や、その他、専任の必要がないと認められる期間。 4. 工事ホルテの登録変更 上記1、3で定める専任を要しない期間は、受注者の要請があった場合に定めるものとし、専任する期間の変更が生じた毎に登録変更の手続きを行うこと。 <p>2 専任を要しない期間の指定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ明記する場合は、以下の期間とする。 	<p>2 電子検査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施する ※実施しない <p>電子検査に係わる詳細な事項については、別途県が公表する^(注3)「新潟県電子検査実施要領」による。</p> <p>(注1)電子協議とは、指示・承諾・協議・提出・提示・報告・通知等を、電子化された書面及びその他資料（図書等）にて行うことをいう。</p> <p>(注2)電子納品とは、工事完成図書等の最終成果を電子成果品として納品することをいう。ここでいう電子成果品とは、別途県が公表する^(注3)新潟県策定の「新潟県電子納品実施要領」に基づいて作成された電子データを指す。</p> <p>(注3)新潟県CALS/ECホームページにて公表する。 https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1197303328963.html</p>	<p>※埋設配管・配線切断事故防止措置等に関する特記仕様書</p> <p>1 対象作業</p> <p>既存建物の躯体内の埋設配管・配線を切断する恐れのある作業 あと施工アンカー、カッター入れ、はつり、解体、コア抜き等 なお、地下の既設配管等の安全確保は改修工事標準仕様書（建築工事1.3.7(4)、電気設備工事1.3.5(d)、機械設備工事1.3.5(e)）による。</p> <p>2 事故防止措置等</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 事前調査 <p>既存図面及び施設管理者からの聞き取りにより、埋設配管・配線の位置を事前に確認すること。</p> ② 作業前調査 <p>非破壊検査（電磁波レーダー法、電磁誘導法、X線法）により、埋設配管・配線の位置出しを行うこと。</p> ③ 迂回措置 <p>上記①～②によっても埋設配管・配線の位置が確認出来ない場合は、切り直し等の迂回措置を検討すること。</p> ④ 被害防止措置 <p>(7)原則、工事範囲内の各種設備の供給は、既存ブレーカー、バルブ等で停止すること。 (4)工具は、メタルセンサー付き、またはメタルセンサー付き電ドラムに接続し使用する。 (9)重要機器の配管・配線を切断する危険がある場合は、使用配管・配線の迂回や発電機設置等による措置を行うこと。</p> ⑤ その他 <p>配管工事のコア抜きに代えて、既存スリーブ廻りを手ハツリするなど、現場の状況を確認した上でリスクを回避する工法があれば、採用を検討すること。</p> <p>3 監督員の承諾</p> <p>対象作業のある工種は工種別施工計画書に事故防止措置等を記載すること。 なお、事故防止措置等の費用は変更協議の対象とする。</p> <p>4 事故発生時の報告</p> <p>埋設配管・配線を誤って切断した場合は、直ちに作業を中止し、監督員に報告し、指示を受けること。</p>	<p>3 留意事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 落札者が工事開始日の選択を希望する場合は、落札通知の日から起算して7日以内に工事開始日選択承認申請書により、発注者の承認を受けなければならない。 (2) 契約締結日から工事開始日の前日までの間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人の配置を要しない。 (3) コリンスの登録は、工事着手後に監督員の確認を受け、着手後、速やかに行うこと。 (4) 工事開始日の前日までの間は、工事の施工（現場事務所等の設置、工場製作等）を行ってはならない。ただし、現場に搬入しない資機材の準備は可とする。 (5) 落札通知の日から起算して7日以内に契約を締結すること。 (6) 積算にあたっては、契約締結予定日を起算日とした工期日数分を工事期間としており、施工時期を選択することにより生じる経費（積雪寒冷地における冬期補正、除雪費等）については、受注者の負担とする。 <p>4 その他</p> <p>落札者が工事開始日の選択を希望し、発注者に承認された場合は、工事開始日から7日以内に工事に着手し、工事に着手したときは、速やかに「着手届」及び「工程表」を提出すること。</p> <p>※制度の試行要領、様式等は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/dobokukanri/1356909107317.html)</p>										
<p>※県内調達に関する特記仕様書</p>													
<p>※特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置に関する特記仕様書</p> <p>1 特例監理技術者の配置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 認める ・ 認めない <p>2 特例監理技術者の業務</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は、以下の(1)から(8)の要件を全て満たすものとする。 (1) 特例監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。 (2) 監理技術者補佐は、当該工事に係る主任技術者の要件を満たす者のうち、一級施工管理技術士の資格を有する者又は当該工事に係る監理技術者の資格を有する者であること。 なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定項目は、特例監理技術者に求める技術検定項目と同一であること。 (3) 監理技術者補佐は、入札参加資格確認申請書の提出日以前に所属建設業者と3か月以上の雇用関係を有すること。 (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に同一性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。 (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、工事現場が本工事と同一の地域振興局管内の工事であること。 (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならないものであること。 (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8) 監理技術者補佐が担当業務等について、明らかにすること。 <p>2. 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務することとなる場合、前項(1)から(8)の事項について確認できる書類を提出すること。</p> <p>3. 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンス（CORINS）への登録を行うこと。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 受注者は、下請契約を締結する場合には、当該契約先として県内企業を優先的に採用するよう努めるものとする。また、受注者は、技能労働者の労働条件改善を図るため、労務単価の改善等に努めること。なお、県内企業とは県内に本社・本店を置く建設業者をいう。 2. 受注者は、本工事の施工に関する下請契約において、一次、二次以降問わず県外企業を採用する場合は、着手前にその下請契約先と採用理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外企業を使用しない場合は「1. 下請契約」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること（県外企業とは県内企業以外をいう）。 3. 受注者は、本工事に使用する材料について、県内資材で確保できる場合はその優先使用に努めるものとする。 なお、県内資材とは以下に該当するものをいう。 (1) 製造した企業の本社・本店の所在を問わず、県内の工場で製造されたもの。 (2) 製造された場所を問わず、県内に本社・本店のある企業が製造したもの。 4. 受注者は、県外資材の調達に当たっては、県内に本社・本店のある代理店からの優先調達に努めるものとする。 なお、県外資材とは県内資材以外をいう。 5. 受注者は、本工事に使用する材料について、県外資材を使用した場合は、「工事材料使用承諾願」の提出時、その資材名と県内資材を使用しない理由を「調達報告書」に記入し、監督員に提出すること。また、県外資材を使用しない場合は「2. 県外資材の調達」を記入せずに空欄のまま提出すること。なお、変更があった場合には履行時に修正し提出すること。 6. 「調達報告書」は新潟県ホームページから最新のものをダウンロードし、電子データ（EXCEL形式）で提出すること。なお、記入に当たってはホームページに掲載されている記入例を参照すること。 掲載場所 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1201539661625.html) 	<p>※防振ゴム等の製造時検査に係る不正に関する特記仕様書</p> <p>1 ゴム製品等の品質確認等</p> <p>受注者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料（以下、ゴム製品等とする。）を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して受注者が指定した第三者（東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者）によって作成された品質を証明する書類を提出し、監督職員の確認を得るものとする。 なお必要な品質証明は、以下の試験及び検査において、製品に応じて必要な規格について取得するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>試験名</th> <th>計測項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通常状態での試験（常態試験）</td> <td>硬さ、比重、引張強度、伸び</td> </tr> <tr> <td>熱老化試験</td> <td>熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）</td> </tr> <tr> <td>圧縮永久ひずみ試験</td> <td>圧縮による残留歪み</td> </tr> <tr> <td>製品検査</td> <td>外觀、寸法、性能</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 ゴム製品等の品質確認をした場合における契約不適合の取扱い</p> <p>第三者による品質証明書類を提出し監督職員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の契約不適合責任が免責されるものではない。</p>	試験名	計測項目	通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び	熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）	圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み	製品検査	外觀、寸法、性能	<p>※週休2日促進工事の特記仕様書</p> <p>1 「週休2日促進工事」の適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本工事は、「週休2日促進工事（発注者指定方式）」の試行対象案件である。 受注者は、受注後速やかに『営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき、工事着手前に週休2日の取得計画が確認できる「現場閉所予定日」（分離発注工事の場合は「現場閉所（現場休息）の予定日」）を記載した「実施工程表」等を作成し監督員の確認を得た上で、週休2日に取組むものとする。 工事着手後に、工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度「実施工程表」等を提出するものとする。 ※ 本工事は、「週休2日促進工事（受注者希望方式）」の試行対象案件で、『営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に規定する「4週8休以上」を前提に補正係数1.06により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価・市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正して予定価格を作成しており、発注者は、週休2日の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、その達成状況に応じて労務費を補正し、請負代金額を変更する。 受注者は、受注後速やかに「週休2日促進工事」希望の有無について、打合せ簿により監督員と協議を行うものとする。 協議により試行する場合は、『営繕工事における週休2日促進工事試行実施要領』に基づき行うものとする。 <p>その他詳細は、試行実施要領（令和2年7月20日以降適用）を確認すること。</p> <p>※試行実施要領は新潟県ホームページから入手できる。 (https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/gijutsu/1356857978573.html)</p>
試験名	計測項目												
通常状態での試験（常態試験）	硬さ、比重、引張強度、伸び												
熱老化試験	熱老化前後での変化率（硬さ、比重、引張強度、伸び）												
圧縮永久ひずみ試験	圧縮による残留歪み												
製品検査	外觀、寸法、性能												
<p>※設計変更及び工事一時中止に係る特記仕様書</p>													
<p>設計変更及び工事一時中止については、建設工事請負基準約款第19条～第25条によるところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「土木工事設計変更ガイドライン」の準用、及び「工事一時中止に係るガイドライン」によることとする。</p>	<p>発注者</p> <p>古畑・シグマ経営共同企業体</p> <p>糸魚川市</p> <p>設計者</p> <p>古畑・シグマ経営共同企業体</p> <p>T・古畑建築設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録（第）第4409号</p> <p>一級建築士 第177902号 管理建築士 古畑 誠雄</p>	<p>承認 審査 設計責任 製図</p> <p>古畑 古畑</p>	<p>工事名</p> <p>令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事</p> <p>日付</p> <p>2022.8.29</p> <p>図面番号</p> <p>A-06</p> <p>縮尺</p> <p>no scale</p> <p>機</p> <p>R 4 共通事項特記仕様書（そのI）</p>										

※排ガス対策型建設機械等に関する特記仕様書

本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(最終改正 平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排ガス対策型建設機械を使用するものとする。

ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいは建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。

ただし、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。

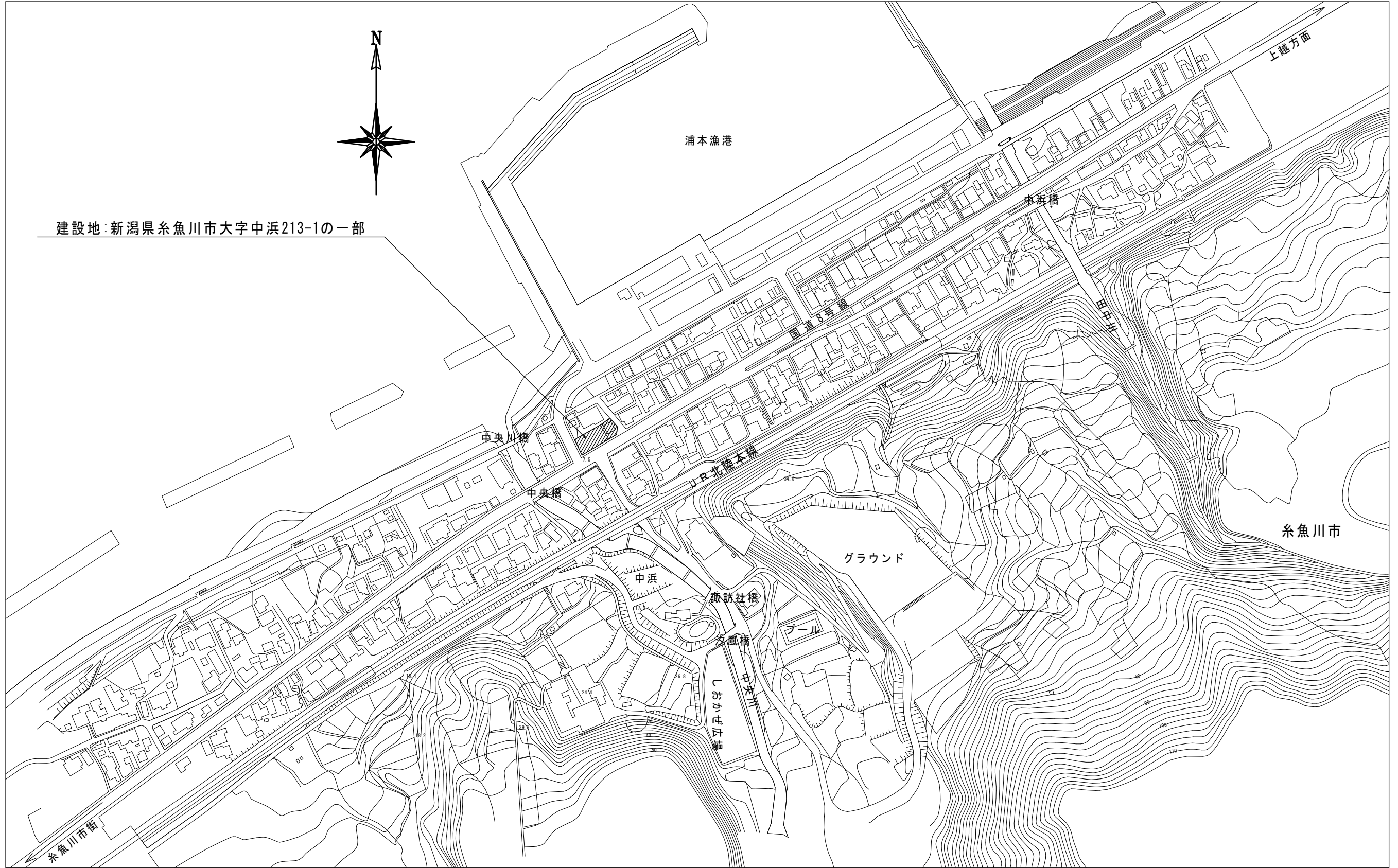
排出ガス対策型建設機械あるいは、排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、受注者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。

機 種	備 考
一般工事用建設機械 ・バックホウ ・トラクタショベル(車輪式) ・ブルドーザ ・発動発電機(可搬式) ・空気圧縮機(可搬式) ・油圧ユニット類 (以下に示す基礎工事用機械のうち、ペ-スツ-とは別に独立した デ-ィゼ-ルエンジン駆動の油圧ユニットを搭載するもの 油圧ハ-マ-バ-イク'ロウ-、油圧式鋼管圧入・引抜機、油圧式杭 圧入引抜機、ア-ス-ガ'、オ-ルケ-ン'グ'掘削機、リバ-サ-キ-ル-シ-ョ-ド'リル ア-ス'ト'リル、地下連続壁施工機、全回転オ-ルケ-ン'グ'掘削機 ・ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ ・ホイールクレーン ※上記建設機械は、低騒音・低振動型とする。	デ-ィゼ-ル エンジン (エンジン 出力7.5KW 以上260KW 以下)を 搭載した 建設機械 に限る。

※労災補償に必要な法定外の保険契約

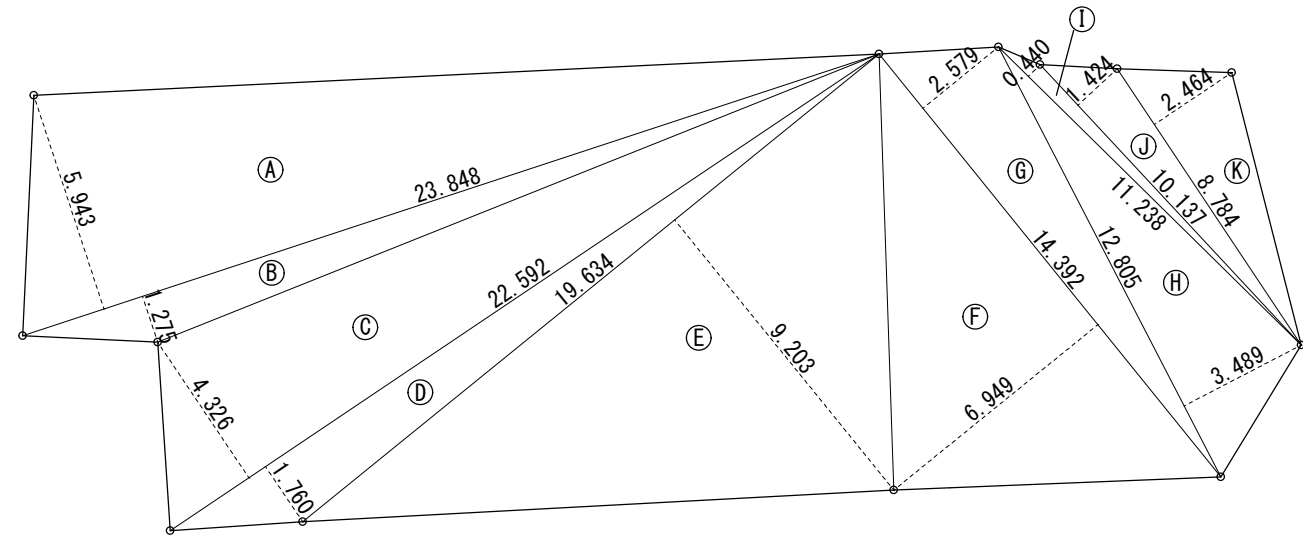
受注者は、「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和元年6月14日法律第35号)」に基づき、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するための保険(法定外の労災保険)へ加入すること。

受注者は、法定外の労災保険の契約を締結したときは、その証券等の写しを監督員に提出しなければならない。



案内図 S=1 : 2500

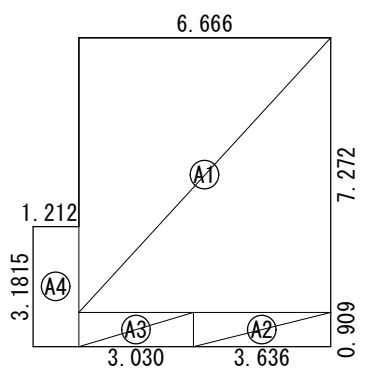
当初設計	注意事項・変更事項		発注者	糸魚川市	設計者	古畑・シグマ経営共同企業体 T・古畑建築設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (二) 第4409号 一級建築士 第177902号 管理建築士 古畑辰雄	承認	審査	設計責任	製図	工事名	令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事	日付	2022.8.29	図面番号	A-08
			検査済	適合	検査済	適合			古畑	古畑	図面名称	案内図	縮尺	A3 S=1 : 2500	電機	構機



敷地面積求積図 S=1/200

敷地面積計算式

記号	計算式 (m)	面積 (m ²)
Ⓐ	23.848 × 5.943 ÷ 2	70.864332
Ⓑ	23.848 × 1.275 ÷ 2	15.203100
Ⓒ	22.592 × 4.326 ÷ 2	48.866496
Ⓓ	22.592 × 1.760 ÷ 2	19.880960
Ⓔ	19.634 × 9.203 ÷ 2	90.345851
Ⓕ	14.392 × 6.949 ÷ 2	50.005004
Ⓖ	14.392 × 2.579 ÷ 2	18.558484
Ⓗ	12.805 × 3.489 ÷ 2	22.338323
Ⓘ	11.238 × 0.440 ÷ 2	2.472360
Ⓙ	10.137 × 1.424 ÷ 2	7.217544
Ⓚ	8.784 × 2.464 ÷ 2	10.821888
合計		356.574342
敷地面積		356.57m ²

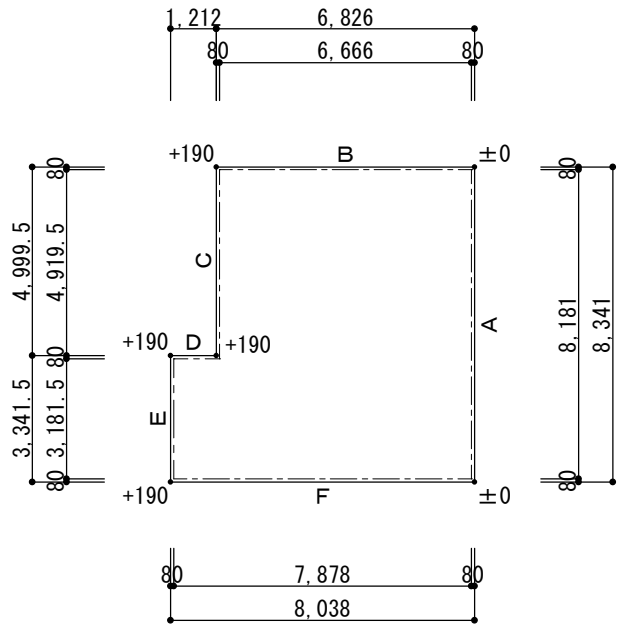


1階床面積求積図 S=1/200

1階床面積計算式

記号	計算式 (m)	面積 (m ²)
Ⓐ1	6.666 × 7.272	48.475152
Ⓐ2	3.636 × 0.909	3.305124
Ⓐ3	3.030 × 0.909	2.754270
Ⓐ4	1.212 × 3.1815	3.855978
合計		58.390524
1階床面積		58.39m ²
車庫床面積 (Ⓐ1) + (Ⓐ2)		51.78m ²

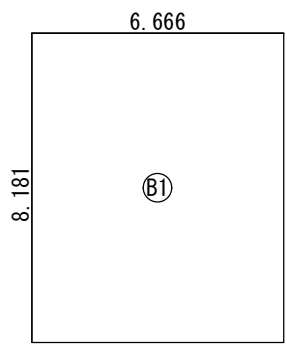
建築面積：1階床面積に同じ 58.39m²



平均地盤面算出図 S=1/200

平均地盤面計算式

面	底辺 m	h1 m	h2 m	Σ h m	底辺 × Σ h m ²	
A	8.341	0.000	0.000	0.000	0.000	
B	6.826	0.000	0.190	0.190	1.29694	
C	4.9995	0.190	0.190	0.380	1.89981	
D	1.212	0.190	0.190	0.380	0.46056	
E	3.3415	0.190	0.190	0.380	1.26977	
F	8.038	0.190	0	0.190	1.52722	
合計	32.758			合計	6.4543	
					÷ 2	3.22715
h面積合計 3.22715m ² ÷ 壁延長 32.758m						0.099m
※平均地盤面：設計GL+99mm						



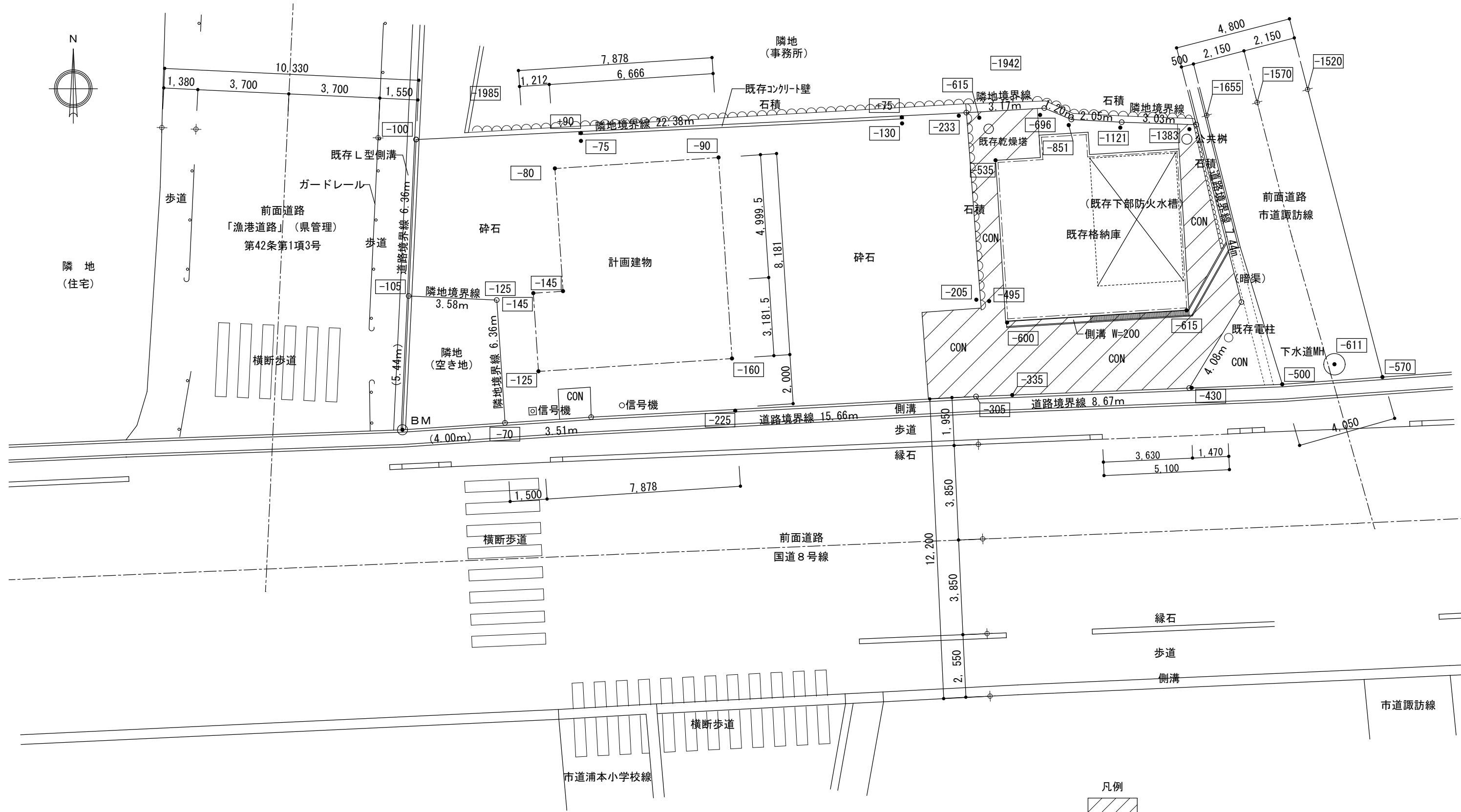
2階床面積求積図 S=1/200

2階床面積計算式

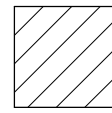
記号	計算式 (m)	面積 (m ²)
Ⓑ1	6.666 × 8.181	54.534546
合計		54.534546
2階床面積		54.53m ²

延床床面積計算式

記号	計算式 (m)	面積 (m ²)
	58.39 × 54.53	112.92
合計		112.92m ²

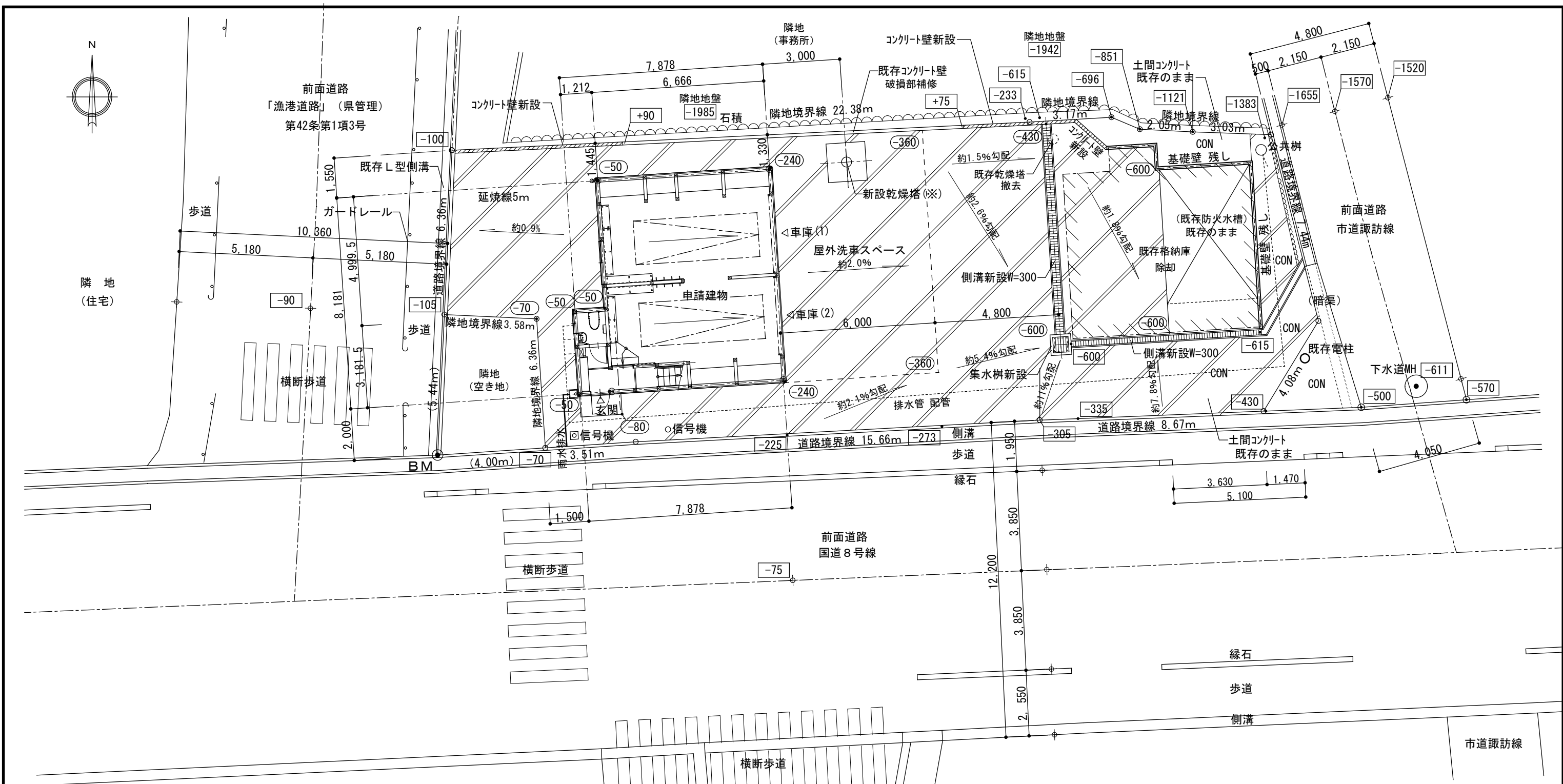


凡例
 ◎ BM 境界杭天端 (直下地盤まで段差110)
 000 既存測量レベル 基準: BM±0

凡例
 既存コンクリート土間解体部分

既存配置図 (レベル測量図) S: 1/150

当初設計	注意事項・変更事項		発注者 糸魚川市	設計者 古畑・シグマ建築設計 一級建築士事務所 T・古畑建築設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録(二) 第4409号 一級建築士 第177902号 管理建築士 古畑辰雄	承認 古畑	審査 古畑	設計責任 古畑	製図 古畑	工事名 令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事	日付 2022.8.29	図面番号 A-10
									図面名称 既存配置図 (レベル測量図)	縮尺 A3 S=1:150	電機 構



配置図 S : 1/150

- 凡例
- BM 境界杭天端 (直下地盤まで段差110)
 - 000 既存レベル 基準: BM±0
 - 000 計画レベル 基準: BM±0
 - 除却建物 (既存格納庫)
木造平屋建 48.85m²
確認年月日 平成4年12月2日
 - アスファルト舗装範囲

計画概要

建設地	新潟県糸魚川市大字中浜字川原213-1の一部
用途地域	・都市計画区域内 ・用途指定無し
	防火指定無し 22条区域指定無し 下水道処理区域
敷地面積	356.57 m ²
建築面積	58.39 m ²
床面積 1階	58.39 m ²
2階	54.53 m ²
延床面積	112.92 m ²
建ぺい率	80% (指定 70%+角地緩和10%) ≥ 16.38%
容積率	200% (指定200% < 前面道路幅による容積率) ≥ 28.76%

延べ床面積1/5控除 (112.92-1/5*112.92) / 356.57=0.25335 → 25.34%

■外部仕上表

部位	下地・仕上	備考	部位	下地・仕上	備考
基礎・地覆・地業	・鉄筋コンクリート造布基礎（基礎天端モルタルコテ） ・地覆：コンクリート打ち放し ・捨てコンクリート厚50 ・基礎下再生砕石厚100転圧 ・防湿フィルム敷き		庇・霧除け	・カラーGL鋼板 厚0.4 横葺き ・木製下地組の上構造用合板(T1)厚12	
外壁	・窯業系サイディング厚16釘張り金属止め（同等品）同質出隅共 ・外壁廻り軸組内断熱充填（Gカール16kg品厚100 防湿シート耳付き） ・壁下地：透質防湿シート張りの上胴縁杉18x45@455		雨樋	・横樋：住宅用樋（角形）（ブラケット：ステンレス製品@455） ・縦樋：住宅用丸樋60φ（支持金具ステンレス製品@900）	
			外部開口部	・サッシ：住宅用アルミサッシ（一部複層ガラス仕様） ・シャッター：カラーGL鋼板製手動	
軒裏	・木製野縁組、防火サイディング（一部有孔板）厚12（塗装品）	（軒天）準耐火構造認定番号 無孔板 QF030RS-0154 防火有孔板 QF030RS-0155	玄関ポーチ	・モルタルコテ仕上げ	
屋根	・カラーGL鋼板 厚0.4瓦葺き ・下屋屋根 カラーGL鋼板 厚0.4横葺き ・遮音ボード厚9の上 改良グラスファルルフック敷き t=1.0 ・垂木45x90@454.5 野地板 構造用合板(T1)厚12	（遮音ボード）大建 ベルボード t=9.0程度 インシュレーションボード	破風・鼻隠し	・木製下地 カラーGL鋼板巻き	
			サイン	・シャッター：「火の用心」赤書き ・看板（支給品）取付 1枚	
			水切・笠木	・土台水切、中間水切、軒天見切 共外壁メーカー品	

■内部仕上表

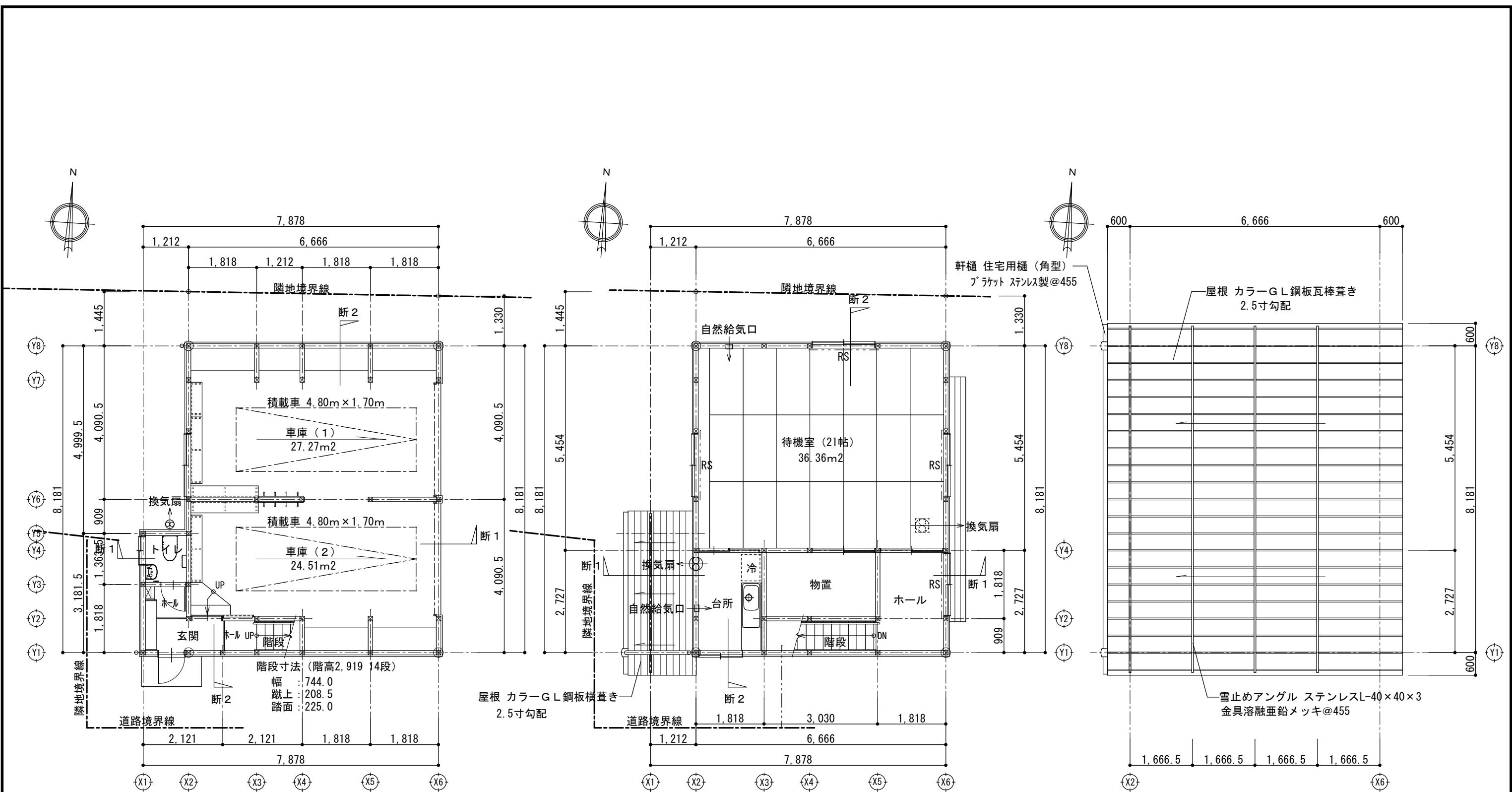
階	室名	床		幅木		壁		天井高さ	天井		備考	
		仕上	厚	仕上	厚	仕上	厚	廻縁	仕上	厚		
		下地	厚			下地	厚		下地	厚		
1階	玄関	モルタルコテ	30	モルタル塗り 集成材（塗装品）	20	ビニルクロス張り		2550	化粧石膏ボード張り	9.5	下足入れ	
		土間コンクリート				木製壁下地+石膏ボード張り	12.5		塩ビ製			木製野縁組
	ホール	重歩行用長尺塩ビシート	2	ソフト幅木 H=60		ビニルクロス張り		2400	化粧石膏ボード張り	9.5		
		土間コンクリート+モルタルコテ	30			木製壁下地+石膏ボード張り	12.5		塩ビ製			木製野縁組
トイレ	重歩行用長尺塩ビシート	2	ソフト幅木 H=60		ビニルクロス張り		2400	化粧石膏ボード張り	9.5			
	土間コンクリート+モルタルコテ	30			木製壁下地+耐水石膏ボード張り	12.5		塩ビ製		木製野縁組		
車庫(1)車庫(2)	直均し金ゴテ		コンクリート打ち放し		石膏ボード張り	12.5	3000	石膏ボード張り	9.5	整理棚（2段）5ヶ所、（1段）1ヶ所 フック（2段）付棚5ヶ所 シャベル 薫口掛け4ヶ所		
	土間コンクリート				木製壁下地			塩ビ製			木製野縁組	
2階	ホール	重歩行用長尺塩ビシート	2	ソフト幅木 H=60		ビニルクロス張り		2400	化粧石膏ボード張り		9.5	ロールスクリーン
		木製根太組+ラワン合板(T1)	12			木製壁下地+石膏ボード張り	12.5		塩ビ製			
	待機室	畳敷き（畳表 セキスイ美草） 一部合板フローア	45 12	畳寄せ H=45 （木部保護塗装塗り）		ビニルクロス張り		2500	化粧石膏ボード張り	9.5	ロールスクリーン	
		構造用合板	24			木製壁下地+PB張り	12.5		塩ビ製			木製野縁組
台所	重歩行用長尺塩ビシート	2	ソフト幅木 H=60		耐水ビニルクロス張り		2400	化粧石膏ボード張り	9.5	流し台（W1200 下部電気温水器） 作業台（W600）、換気扇（機械設備）		
	木製根太組+ラワン合板(T1)	12			木製壁下地+耐水石膏ボード張り	12.5		塩ビ製			木製野縁組	
物置	重歩行用長尺塩ビシート	2	ソフト幅木 H=60		押入石膏ボード張り	12.5	2400	化粧石膏ボード張り	9.5			
	木製根太組+ラワン合板(T1)	12			木製壁下地			塩ビ製		木製野縁組		
階段	集成材（塗装品）		ササラ板 集成材（塗装品）		ビニルクロス張り			化粧石膏ボード張り	9.5	手摺：集成材38φ塗装品		
					木製壁下地+石膏ボード張り	12.5		塩ビ製			木製野縁組	

■シックハウス対策

内装の仕上げ部分については全てシックハウス規制の対象外 又はF☆☆☆☆の建築材料を使用する。

天井裏等への措置についても天井裏・床裏・壁・収納に用いる建築材料は全てシックハウス規制の対象外 又はF☆☆☆☆の建築材料を使用する。

当初設計	注意事項・変更事項		発注者	糸魚川市	設計者	古畑・シグマ経常共同企業体 T・古畑建築設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録(二) 第4409号 一級建築士 第177902号 管理建築士 古畑辰雄	承認	審査	設計責任	製 図	工事名	令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事	日付	2022.8.29	図面番号	A-12
			検査済 適合								国面名称	仕 上 げ 表	縮尺	no scale	電 機	

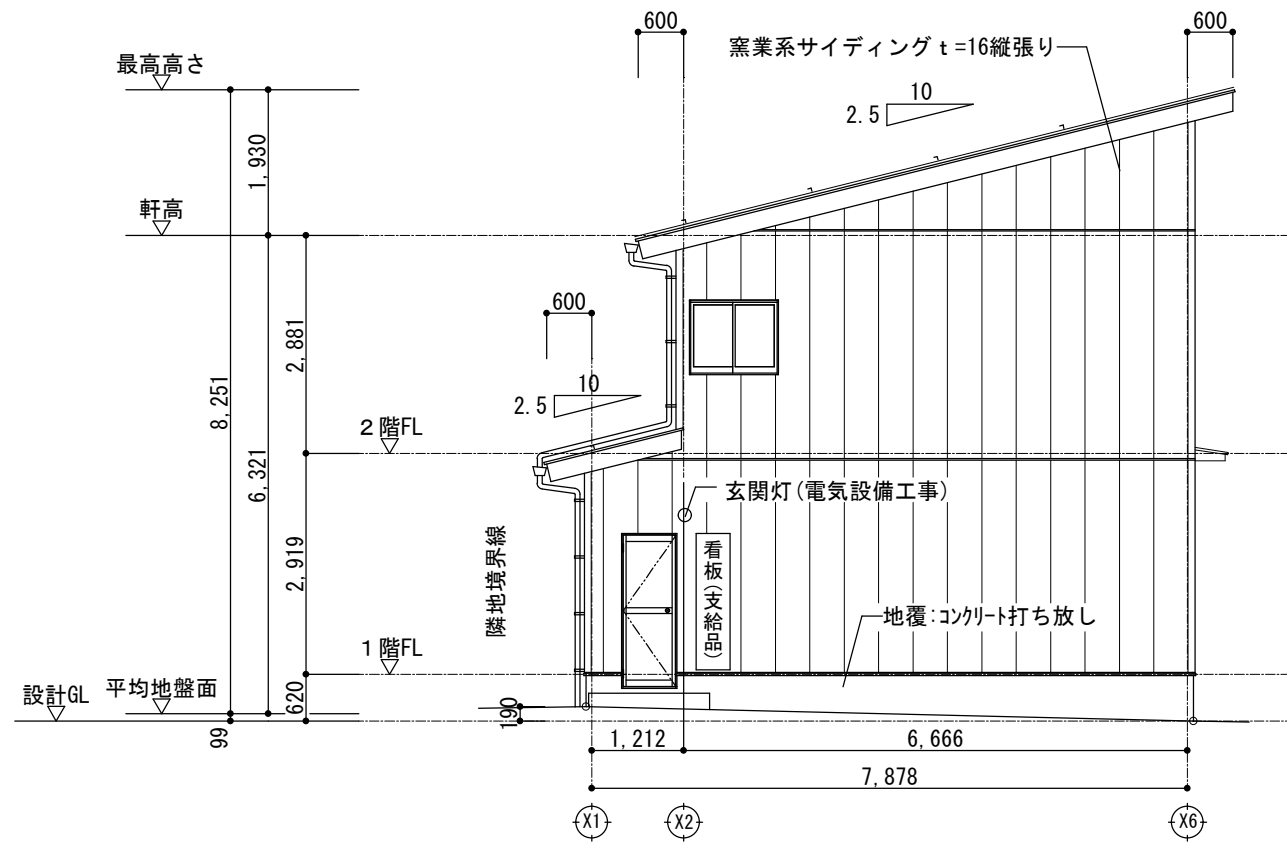


1階平面図 S : 1/100

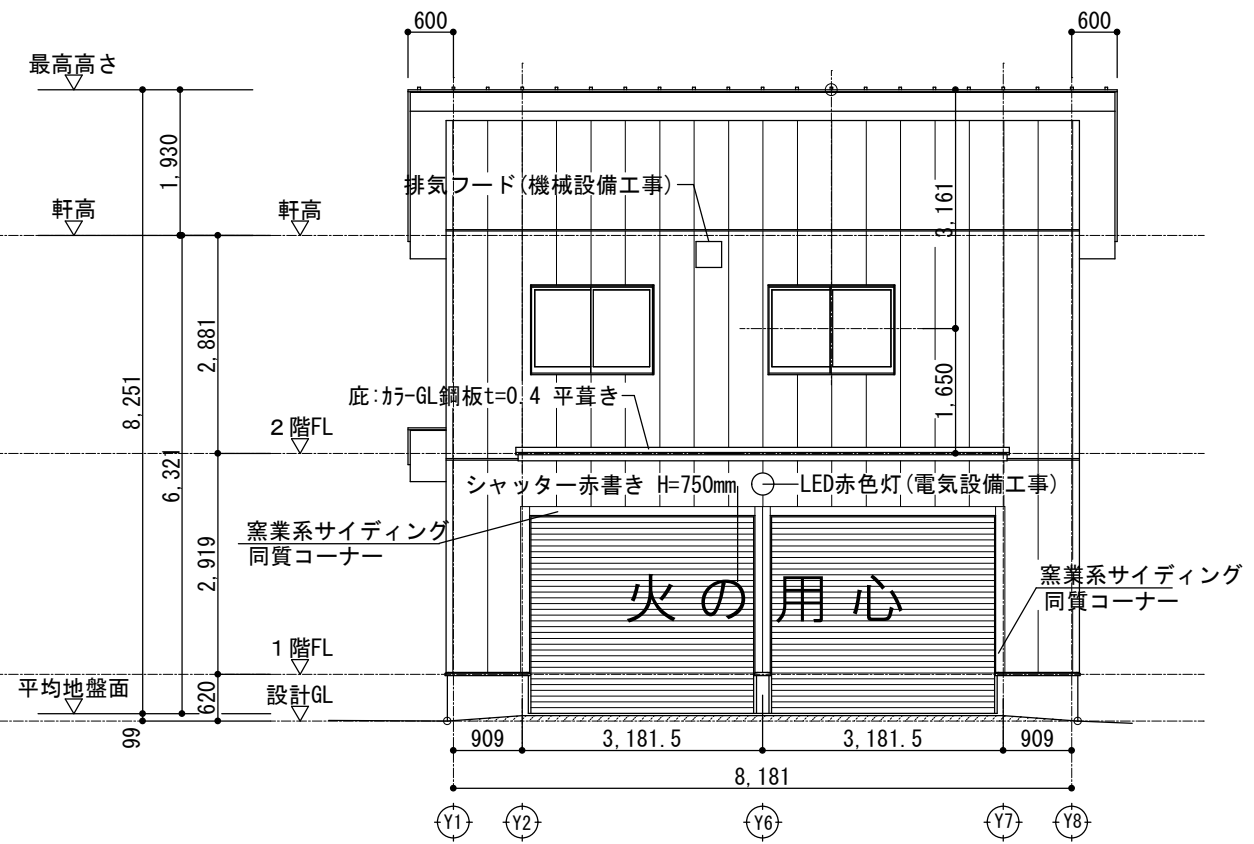
2階平面図 S : 1/100

屋根伏図 S : 1/100

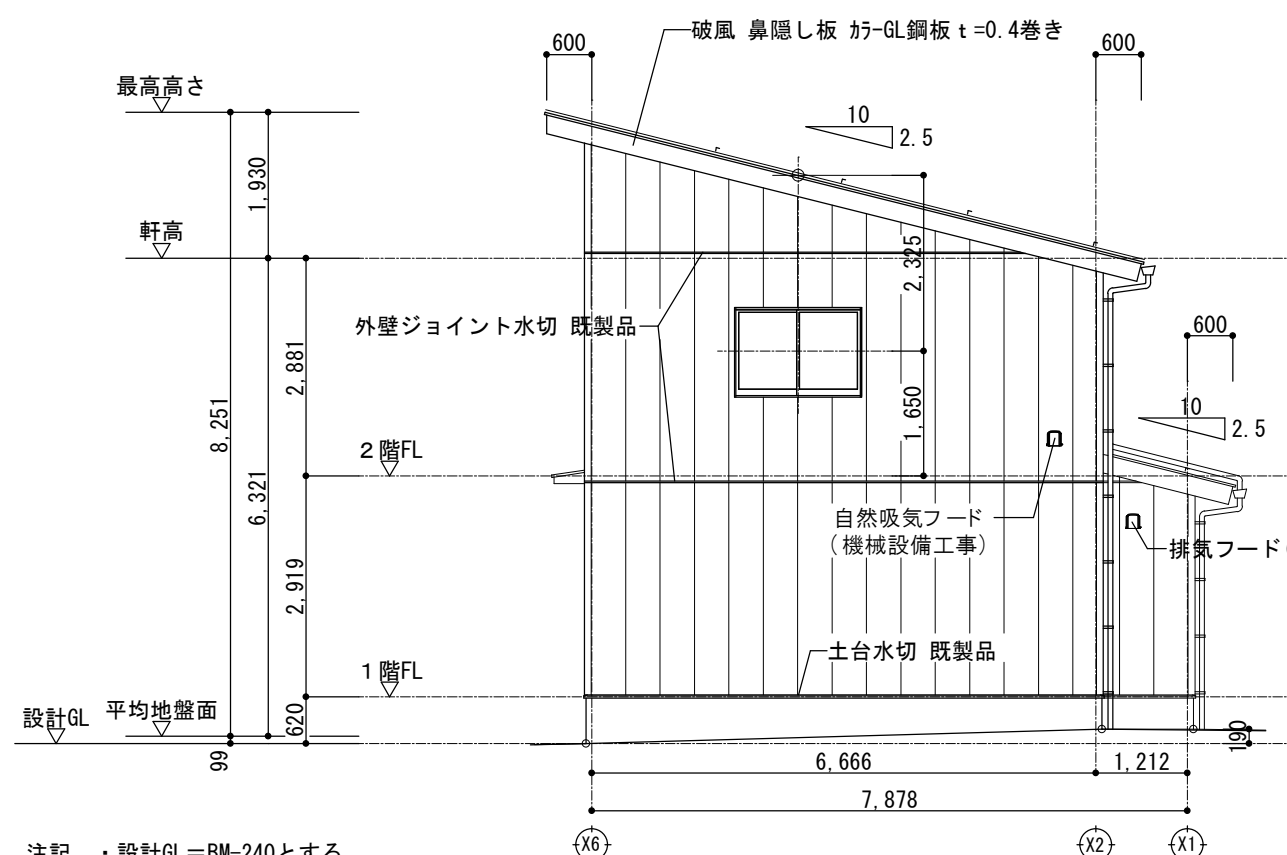
当初設計	注意事項・変更事項	発注者 糸魚川市	設計者 古畑・シグマ経常共同企業体 T・古畑建築設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録 (二) 第4409号 一級建築士 第177902号 管理建築士 古畑辰雄	承認 古畑	審査 古畑	設計責任 古畑	製図 古畑	工事名 令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事	日付 2022.8.29	図面番号 A-13
									図面名称 1階・2階平面図 屋根伏図	縮尺 A3 S=1:100



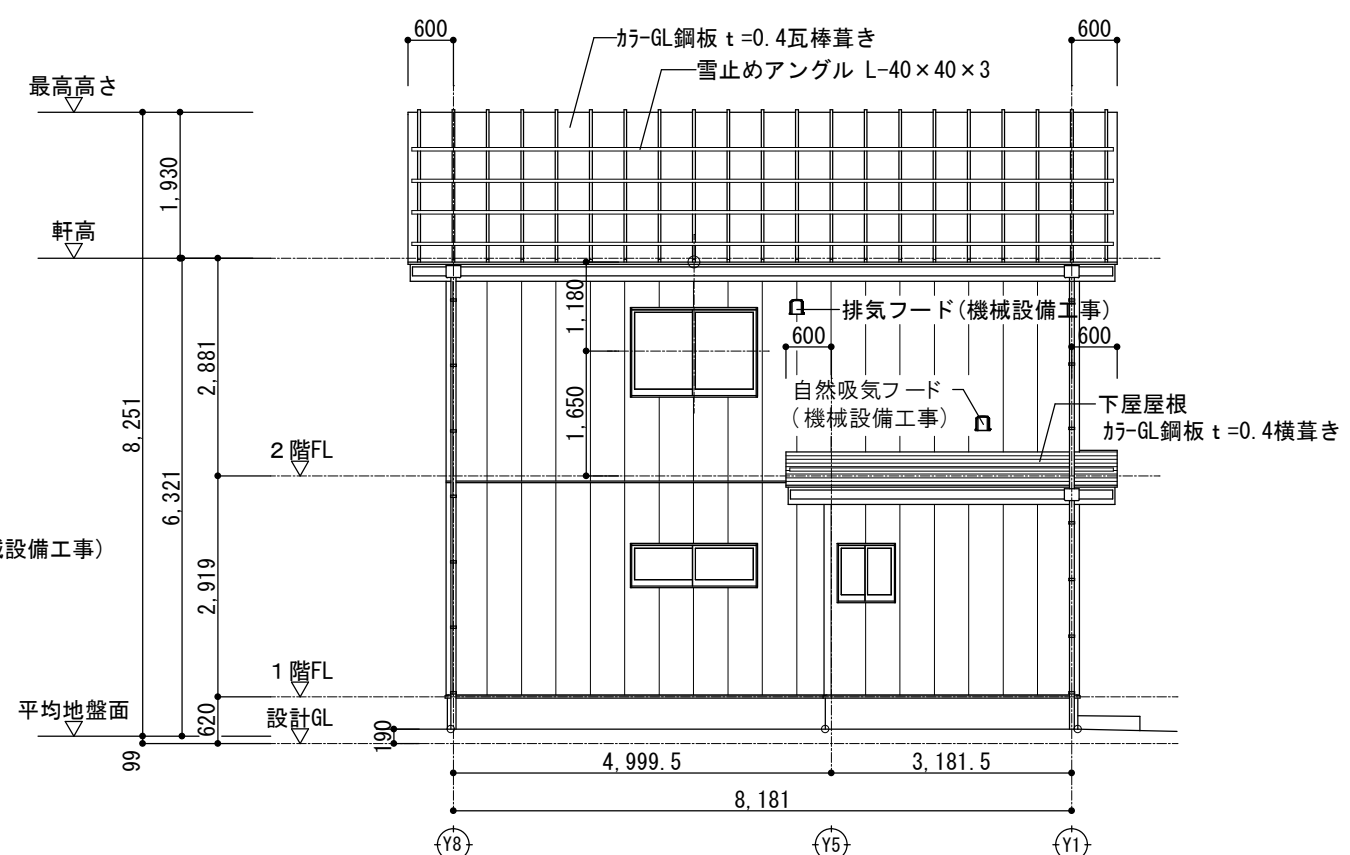
南側立面図 S : 1/100



東側立面図 S : 1/100



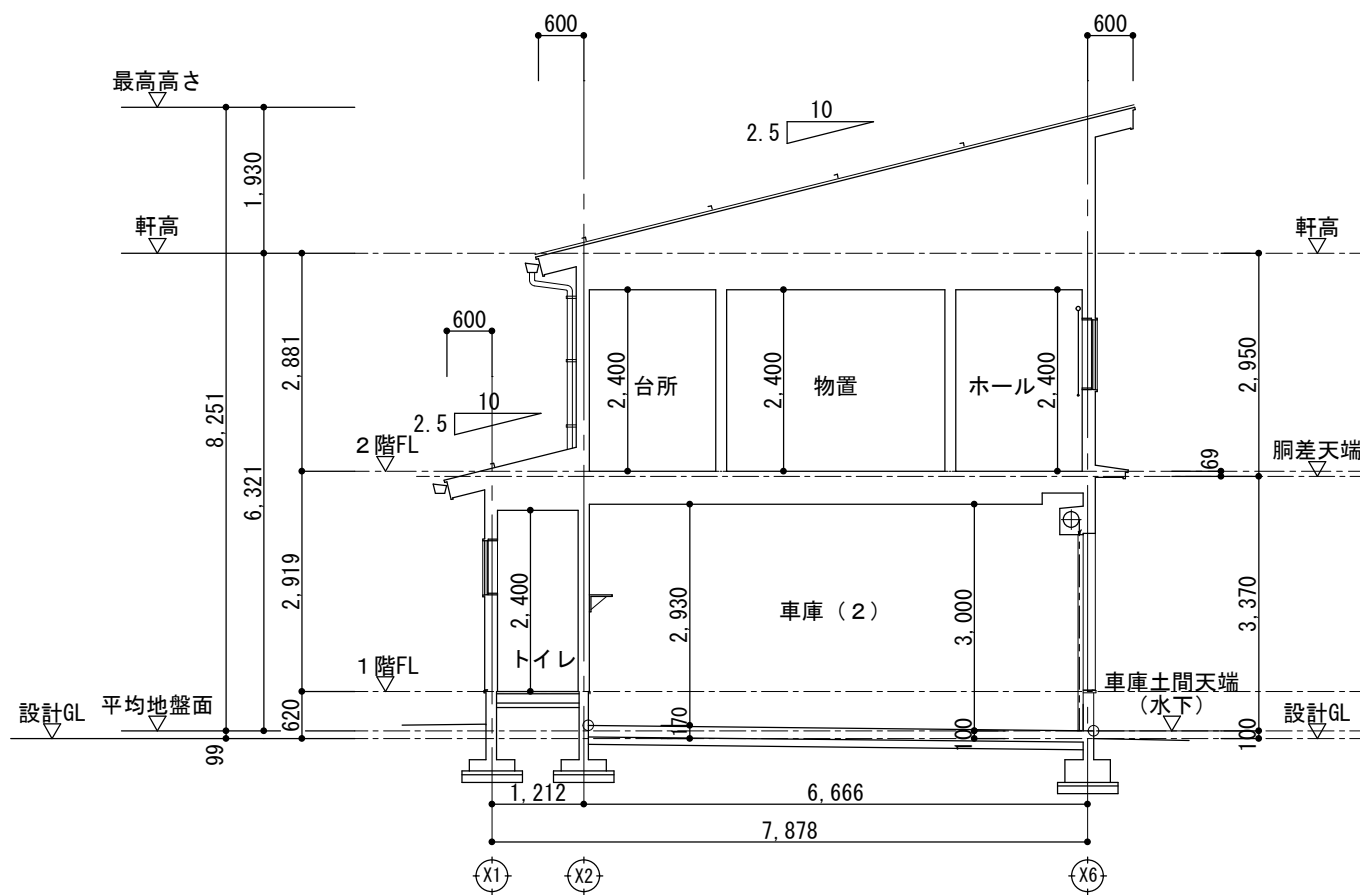
北側立面図 S : 1/100



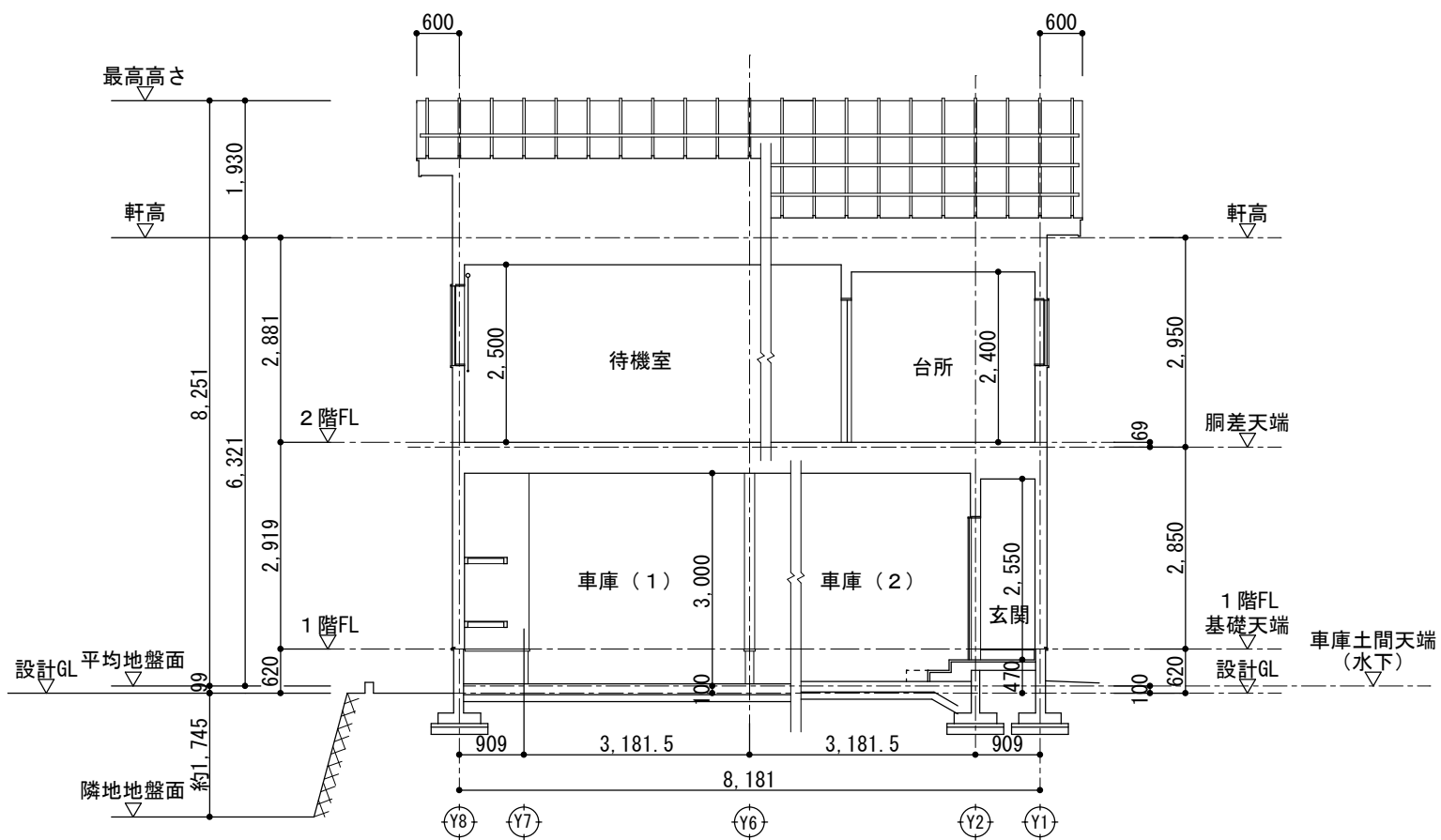
西側立面図 S : 1/100

注記 ・設計GL=BM-240とする。

当初設計	注意事項・変更事項	発注者 糸魚川市	設計者 古畑・シグマ経常共同企業体 T・古畑建築設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録(二) 第4409号 一級建築士 第177902号 管理建築士 古畑辰雄	承認	審査	設計責任 古畑	製図 古畑	工事名 令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事	日付 2022.8.29	図面番号 A-14
								立面図	縮尺 A3 S=1:100	電機 構



断面図1 S: 1/100



断面図2 S: 1/100

当初設計	注意事項・変更事項			発注者	古畑・シグマ経営共同企業体	承認	審査	設計責任	製図	工事名	令和5年度 消第3号 浦本分団拠点化格納庫新築工事	日付	2022.8.29	図面番号	A-15
			検査済 適合	糸魚川市	T・古畑建築設計 一級建築士事務所 新潟県知事登録(二) 第4409号 一級建築士 第177902号 管理建築士 古畑辰雄			(古畑)	(古畑)	断面名称	断面図	縮尺	A3 S=1:100		電機